附則第一項第一号中「平成三十一年六月一日」を「令和元年六月一日」に改め、同項第二号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同項第三号中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第三項中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改める。

附則第四項中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第六項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

（地方法人税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三十一条　地方法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年財務省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表一の記載要領に一号を加える改正規定、別表二の記載要領の改正規定、別表三の記載要領第五号(1)の改正規定及び同号(2)の改正規定中「平成31年10月１日」を「令和元年10月１日」に改める。

附則第一項ただし書中「平成31年10月１日」を「令和元年10月１日」に、「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

附則第四項中「平成三十一年九月三十日」を「令和元年九月三十日」に改める。

附則第五項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和元年十二月三十一日」に改める。

第四章　関税局関係

（税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令の一部改正）

第三十二条　税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令（昭和二十九年大蔵省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

書式中「平成　年　月　日交付」を「令和　年　月　日交付」に改める。

（アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令の一部改正）

第三十三条　アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令（昭和三十三年大蔵省令第十九号）の一部を次のように改正する。

別紙三中「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に改める。

（関税法施行規則の一部改正）

第三十四条　関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

別紙第一号書式中「平成　年度」を「令和　年度」に、「平成　年　月　日限」を「令和　年　月　日限」に改め、別紙第二号書式中「平成　年度」を「令和　年度」に、「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に改める。

第五章　理財局関係

（日本銀行国債事務取扱規程の一部改正）

第三十五条　日本銀行国債事務取扱規程（大正十一年大蔵省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三号書式中「平成　年　月分」を「令和　年　月分」に、「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に改める。

（供託又ハ寄託セル四分利付仏貨公債又ハ第三回四分利付英貨公債ノ利札継足ニ関スル特別取扱規程の一部改正）

第三十六条　供託又ハ寄託セル四分利付仏貨公債又ハ第三回四分利付英貨公債ノ利札継足ニ関スル特別取扱規程（昭和十年大蔵省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一号書式中「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に改める。

（日本銀行国庫金取扱規程の一部改正）

第三十七条　日本銀行国庫金取扱規程（昭和二十二年大蔵省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

第九号書式中「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に改める。

（国有財産法施行規則の一部改正）

第三十八条　国有財産法施行細則（昭和二十三年大蔵省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第二号様式から第四号様式までの様式中「平成何年度」を「令和何年度」に改める。

（財政融資資金預託金取扱規則の一部改正）

第三十九条　財政融資資金預託金取扱規則（昭和二十六年大蔵省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の二書式中「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に、「平成□年□月□日」を「令和□年□月□日」に改める。

別表第二号書式第一片、別表第二号書式第二片、別表第三号書式、別表第三号の二書式、別表第四号書式、別表第五号書式、別表第五号の二書式、別表第五号の三書式、別表第六号書式及び別表第七号書式中「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に改める。

（在外公館等借入金返済実施規程の一部改正）

第四十条　在外公館等借入金返済実施規程（昭和二十七年大蔵省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一号書式中「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に改める。

（旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律施行令に規定する書類の様式及び記載事項を定める省令の一部改正）

第四十一条　旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律施行令に規定する書類の様式及び記載事項を定める省令（昭和二十七年大蔵省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号、同様式の別紙、様式第二号、同様式の別紙、様式第三号、様式第四号、様式第五号、同様式の別紙、様式第六号及び様式第七号中「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に、「平成　年度」を「令和　年度」に改める。

（遺族国庫債券の発行交付等に関する省令の一部改正）

第四十二条　遺族国庫債券の発行交付等に関する省令（昭和二十七年大蔵省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三号書式、第五号書式及び第六号書式中「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に、「昭和　年　月　日発行分」を「平成　年　月　日発行分」に、「昭和　年　月　日渡分」を「平成　年　月　日渡分」に改める。

（引揚者の携帯した旧日本銀行券の立証手続に関する省令の一部改正）

第四十三条　引揚者の携帯した旧日本銀行券の立証手続に関する省令（昭和二十九年大蔵省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

別紙第一様式、別紙第三様式及び別紙第四様式中「平成　年　月　日」を「令和　年　月　日」に改める。